

鹿児島県立川辺高等学校いじめ防止基本方針

令和7年4月 生徒指導部

いじめを認知した場合は、教職員一人が抱え込まず、学科・学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童生徒をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。

そういった状況をさけるためにも、いじめ防止対策委員会を中心に今後の指導方針を立て、組織的に取り組む必要がある。

